

## 平成 20 年度がん等健診変更点について

### 1. 健診対象年齢基準日の変更

健診対象年齢基準日を特定健診に合わせるように変更する。

- ・ 19 年度の対象者 19 年 4 月 1 日現在すでに検診対象年齢に達した者
- ・ 20 年度の対象者 20 年度中(21 年 3 月 31 日)に健診対象年齢に達する者

変更にもとまない増加する対象者人口

・ 大腸がん検診	6000 人
・ 胃がん検診	6000 人
・ 肺がん検診	5000 人
・ 乳がん検診	2400 人
・ 子宮がん検診	1200 人

### 2. 健康づくり健診の実施

特定健診の実施にもとまない成人健診を廃止し、特定健診の対象とならない 35 歳～39 歳生活保護受給者等を対象とする「健康づくり健診」を実施する。

- ・ 健診内容は特定健診の基準に合わせたものとする。
- ・ 自己負担金はこれまでどおり 400 円とする。

### 3. 喉頭がん検診の対象年齢及び申込み方法の変更

- ・ 対象年齢を 50 歳以上から 60 歳以上に引き上げる
- ・ 検診対象条件である喫煙指数を申し込み時に確認するため毎年の申込み制とする。
- ・ 理由

平成 14 年度に喉頭がんの発見者が 1 件あったのみで、その後発見されていないため、対象年齢等を絞り込み、ハイリスク層に重点的に検診を実施する。